

加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（条例・規則）の概要

（規定内容一覧）

【表中の番号は、省令、条例、規則の条文番号】

省令	規定内容	条例	規則
第1章 総則			
1	趣旨	1	1
-	定義	2	2
-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	3	
2	最低基準の目的	4	
3	最低基準の向上	5	
4	最低基準と家庭的保育事業者等	6	
5	家庭的保育事業者等の一般原則	7	
-	家庭的保育事業所等の一般原則（暴力団排除規定）	7	
6	保育所等との連携		3
7	家庭的保育事業者等と非常災害対策		4
8	家庭的保育事業等の職員の一般的要件		5
9	家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等		6
10	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準（保育に直接従事する職員）		7
10	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準（上記以外）		7
11	利用乳幼児を平等に取り扱う原則		8
12	虐待等の禁止		9
13	懲戒に係る権限の濫用禁止		10
14	衛生管理等		11
15	食事		12
16	食事の提供の特例		13
17	利用乳幼児及び職員の健康診断		14
18	家庭的保育事業所等内部の規程		15
19	家庭的保育事業所等に備える帳簿		16
20	秘密保持等		17
21	苦情への対応		18
第2章 家庭的保育事業			
22	設備の基準		19
23	職員		20
24	保育時間		21
25	保育の内容		22
26	保護者との連絡		23
第3章 小規模保育事業			

第1節 通則			
27	小規模保育事業の区分		24
第2節 小規模保育事業A型			
28	設備の基準		25
29	職員		26
30	家庭的保育事業に関する基準の準用		27
第3節 小規模保育事業B型			
31	職員		28
32	家庭的保育事業に関する基準及び小規模保育事業A型に関する基準の準用		29
第4節 小規模保育事業C型			
33	設備の基準		30
34	職員		31
35	利用定員		32
36	家庭的保育事業に関する基準の準用		33
第4章 居宅訪問型保育事業			
37	居宅訪問型保育事業		34
38	設備及び備品		35
39	職員		36
40	居宅訪問型保育連携施設		37
41	家庭的保育事業に関する基準の準用		38
第5章 事業所内保育事業			
第1節 通則			
42	利用定員の設定		39
第2節 保育所型事業所内保育事業			
43	設備の基準		40
44	職員		41
45	連携施設に関する特例		42
46	家庭的保育事業に関する基準の準用		43
第3節 小規模型事業所内保育事業			
47	職員		44
48	家庭的保育事業に関する基準及び小規模保育事業A型に関する基準の準用		45
附則			
附1	施行期日	附則	附1
附2	食事の提供の経過措置		附2 附3
附3	連携施設に関する経過措置		附4
附4	保育従事者に関する経過措置		附5
附5	利用定員に関する経過措置		附6

附 6	小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例		附 7
附 7			附 8
附 8			附 9
附 9			附 10